

プレスリリース

平成20年4月1日

## 農畜産業振興機構コンプライアンス委員会の設置について

独立行政法人農畜産業振興機構

標記の件について、下記のとおり農畜産業振興機構コンプライアンス委員会を設置しましたので、お知らせします。

1. 農畜産業振興機構コンプライアンス委員会設置要領
2. 農畜産業振興機構コンプライアンス委員会委員名簿

(問い合わせ先)

担当者：業務監査室

山崎、伊藤

電話番号：03-3583-9710

## 農畜産業振興機構コンプライアンス委員会設置要領

[平成20年3月21日]

[19農畜機第4799号]

(趣旨)

第1条 農畜産業振興機構(以下「機構」という。)に、コンプライアンスの推進に係る事項について審議を行うため、農畜産業振興機構コンプライアンス委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の構成)

第2条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副理事長
  - (2) 総括理事
  - (3) 理事
  - (4) 機構の理事長が委嘱する外部有識者
- 2 委員会に委員長及び委員長代理を置く。
- 3 委員長は副理事長、委員長代理は総務部担当総括理事をもって充てる。

(委員会の審議内容)

第3条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) コンプライアンスの推進に係る基本方針及び推進計画の策定に関する事項
- (2) コンプライアンスの推進状況の点検に関する事項
- (3) コンプライアンスの推進のために緊急に対応すべき事項
- (4) その他コンプライアンスの推進に関する事項

(委員会の開催)

第4条 委員会は、第3条の審議を行うとき又は委員長が特に必要と認めたとときに開催する。

(委員会の運営)

第5条 委員会は、委員長が召集する。

- 2 委員長は、委員会における審議結果を、速やかに理事長に報告する。

3 委員長は、必要があると認めた場合には、委員以外の機構の役職員を委員会へ出席させることができる。

4 監事は、委員会に出席し意見を述べるすることができる。

(事務局)

第6条 委員会の運営に必要な事務は、各部の協力を得て業務監査室が行う。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運用等に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

## 農畜産業振興機構コンプライアンス委員会委員名簿

委員長	副理事長
副委員長	総務部担当総括理事
委員	総括理事
委員	理事（酪農乳業部、食肉生産流通部担当）
委員	理事（畜産振興部担当）
委員	理事（野菜需給部、野菜業務部担当）
委員	理事（特産調整部、特産業務部担当）
外部委員	伴 義聖 弁護士

計 8 名

（平成 20 年 4 月 1 日現在）